

訪看鳥 Ver4.01.02 では下記機能の追加・修正をおこないました。

- ◆1日2回又は3回以上医療保険の訪問看護をおこなった場合で、難病等複数回訪問加算算定時、1回目と2回目以降に訪問される職種が異なる場合は、1回目の職種で訪問看護基本療養費を算定可能に
 - ◆長時間訪問看護加算を算定すると、訪問看護報告書の印がつかなくなる不具合を修正
 - ◆利用者向け請求書（介護保険利用分）で、サービス内容が1ページにおさまらない場合には2ページ以降に内容を印字するように変更
- ◆1日2回又は3回以上医療保険の訪問看護をおこなった場合で、難病等複数回訪問加算算定時、1回目と2回目以降に訪問される職種が異なる場合は、1回目の職種で訪問看護基本療養費を算定可能にしました。

■該当日に2回以上貼り付け時、複数回のチェックをつけていないサービスに設定されている職種で、基本療養費の算定をおこなうように変更いたしました。

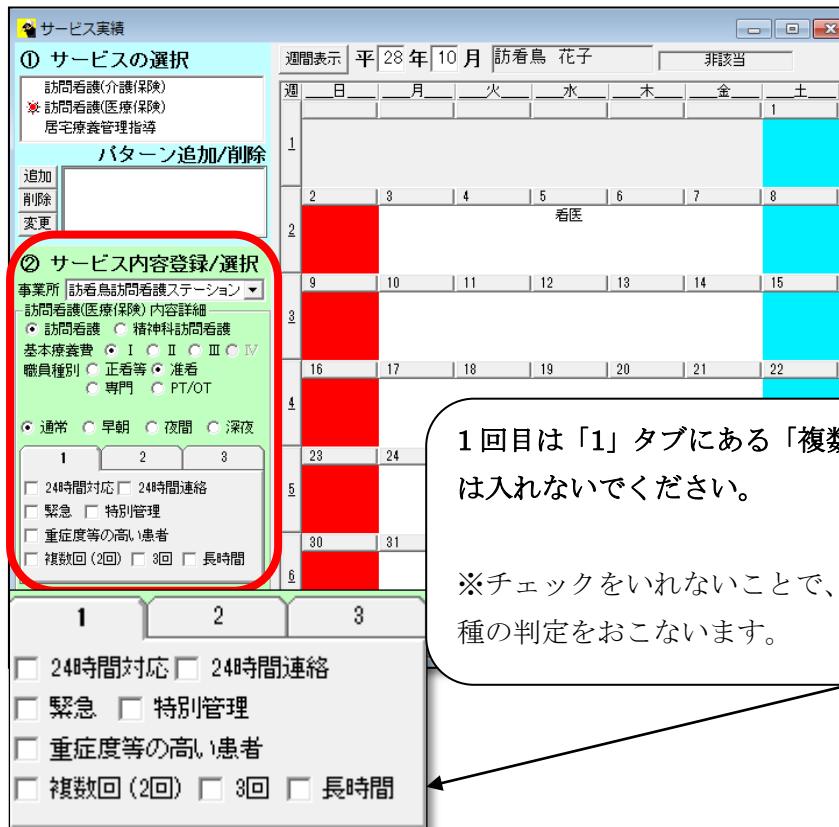
【難病等複数回訪問加算（訪問2回の場合）】

例：訪問看護基本療養費算定時、1回目は准看護師による訪問、2回目は看護師等の場合

1)

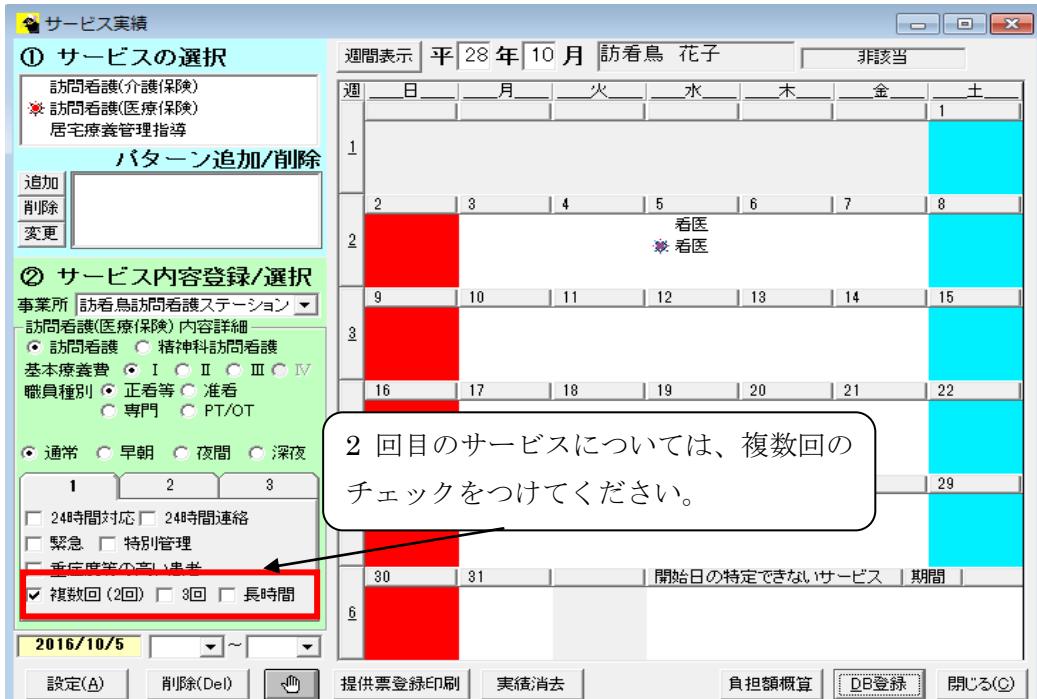
サービスを2回登録します。まず1回目が准看護師の場合、職員種別は「準看」を選択し、複数回のチェックはつけないで、カレンダーに貼り付けてください。

1回目に登録するサービスには複数回（2回）のチェックはつけないでください。



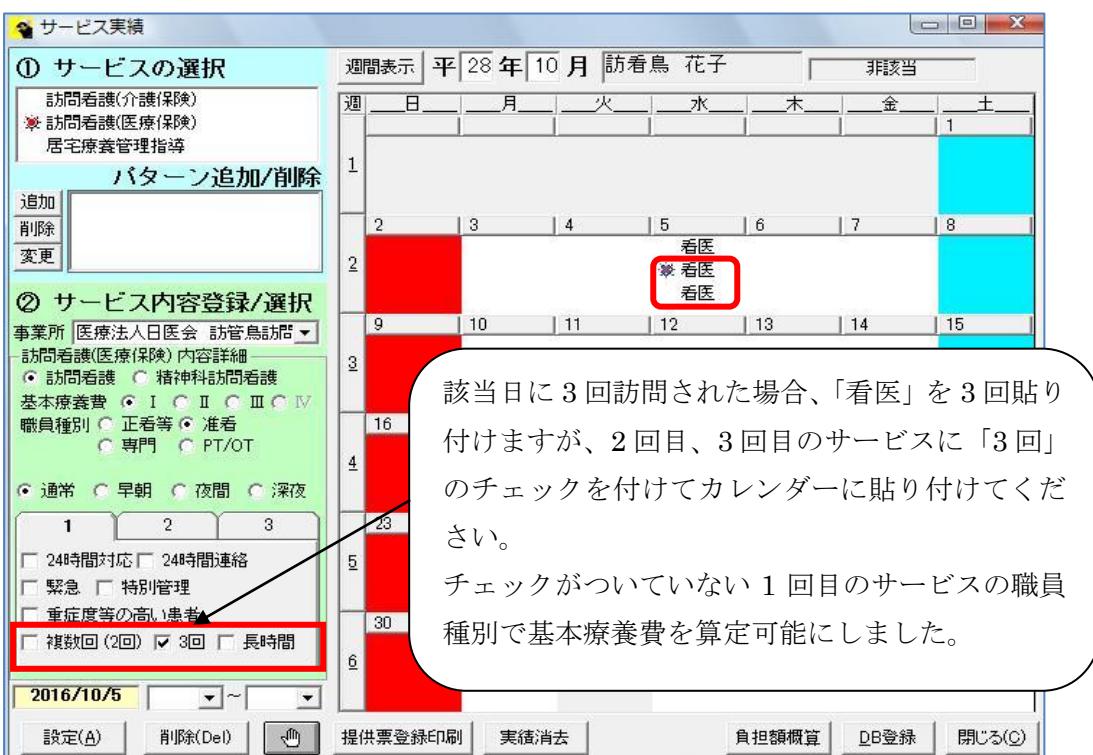
2)

2回目は看護師等の場合、職員種別を「正看等」にして、複数回（2回）のチェックをつけて、カレンダーに貼り付けてください。



【難病等複数回訪問加算（訪問3回の場合）】

1日3回訪問された場合も、1回目のサービスには複数回（3回）のチェックはつけないで貼り付けをおこない、2回目、3回目のサービスの「複数回（3回）」のチェックをつけカレンダーに貼り付け、登録をおこなってください。



◆長時間訪問看護加算を算定すると、訪問看護報告書の印がつかなくなる不具合を修正いたしました。

◆利用者向け請求書（介護保険利用分）で、サービス内容が1ページにおさまらない場合には2ページ以降に内容を印字するように変更いたしました。

訪看鳥 花子 様		平成 28 年 10 月 14 日 1/2			
介護保険サービス利用請求書 (平成 28 年 10 月分)					
請求額	14,351 円 (うち消費税額 0 円)				
(内訳)					
利用者負担	サービス名	単位数	回数・日数	利用料	
	訪看 I 2	463	1		
	訪看 I 3	814	3		
	訪看 I 3・深	1221	1		
	訪看 I 4	1117	3		
	訪看 I 4・長	1417	1		
	緊急時訪問看護加算 1	540	1		
	訪問看護特別管理加算 I	500	1		
	訪問看護初回加算	300	1		
	訪問看護体制強化加算	300	1		
訪問看護サービス提供体制加算 1	6	9			
小計			14,351		
(全額自己負担)					
小計					
公費本人負担	公費名称	本人負担額			
	訪問看護ターミナルケア加算	2000	1		
	訪問看護			14,351	
小計					
その他	費 用	利 用 料			
	合 計				
	14,351				
	小計				
	合 計				
	14,351				
	小計				
	合 計				
	14,351				
	小計				
合 計					
14,351					
■ 携込口座					
日医銀行	本駒込支店	事業所名	訪看鳥訪問看護ステーション		
普通	1234567890	所在地	東京都文京区本駒込1111-1111		
訪看鳥訪問看護ステーション					
支番号	03-1111-1111	管理者	訪看鳥 花子		
■ 携込口座					
日医銀行	本駒込支店	事業所名	訪看鳥訪問看護ステーション		
普通	1234567890	所在地	東京都文京区本駒込1111-1111		
訪看鳥訪問看護ステーション					
支番号	03-1111-1111	管理者	訪看鳥 花子		

◆サービスが1ページにすべて印字できない場合、2ページ以降に内容を印字可能に変更いたしました。

◆2ページ以降の印字はサービス内容明細のみで請求額や小計等は1ページ目に印字させています。